

## 助成対象となる治療

令和8年4月1日以降に開始した、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）のうち、1回の対象治療は、別表に定める治療内容と区分です。

（別表） 生殖補助医療のうち対象となる治療内容と区分

治療の内容 治療の区分	採卵（薬品 投与・採 卵）・採精 （夫）	受精（前培 養・媒精・ 培養）	胚移植（新 鮮胚移植）	胚移植（胚 凍結）	胚移植（凍 結胚移植）	妊娠の確 認
A 新鮮胚移植を実施	○	○	○			○
B 凍結胚移植を実施	○	○		○	○	○
C 以前に凍結した胚を 解凍して胚移植を 実施					○	○
D 体調不良等により移 植の目途が立たず治 療終了	○	○		○		
E 受精できず、又は胚 の分割停止、変性、多 精子授精などの異常 授精等により中止	○	○				
F 採卵したが卵が得ら れない、又は状態のよ い卵が得られないた め中止	○					

**備考**

- 1 「○」の治療を対象治療とする。
- 2 Bについては、採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。
- 3 採卵準備前に男性不妊治療を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため中止した場合は、給付の対象とする。
- 4 A, B及びCにおける医師による妊娠判定検査において、妊娠したかどうかは問わない。

※次に掲げるいずれかに該当するときは、助成対象から除きます。

- 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供によるもの
- 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの